

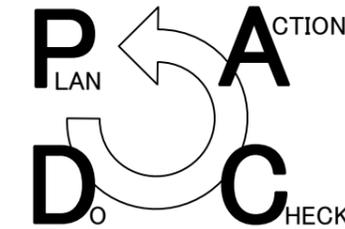
政策名	4環境にやさしい港	施策推進 責任者	企画調整室長 港営部長
基本施策名	06秩序ある港湾環境づくり		
個別施策名	20放置艇対策を推進する		

1. PLAN(目的・内容)

目的	サービスの対象者(誰のために)	プレジャーボート利用者、地域住民					
	サービスの対象物(何を)	放置船舶					
	意図(どういう状態にしたいのか)	適正に係留保管されている					
内容	名古屋港の港湾区域内及び周辺水域には約1300隻の放置船舶が確認されています。港内全般に渡って放置されている船舶の係留保管の適正化に向けて、関係機関や利用者との調整、放置艇を誘導するための係留保管場所の確保及び地域の実情に照らした規制によって、適正に係留保管されるようにしていきます。						
目標	港内の放置船舶の数を減らします。						
成果指標名		単位	実績			目標	指標の説明(式)
			H19年度	H20年度	H21年度	H24年度	
放置船舶の数	実績 目標	隻	1,310	1,280	1,243	370	達成率はH18調査時(1,550隻)に策定した削減計画目標値(370隻)に対する撤去率
	達成率	%	20.3	22.9	26.0		
新舞子ポートパークに係留保管されている船舶の数	実績 目標	隻	210	210	210	410	係留施設能力 I期:210隻、II期:200隻
	達成率	%	51.2	51.2	51.2		

4. ACTION(取組)

取組の方向性			
成果	拡大		
	維持	○	
	縮小		
		縮小	維持
		コスト	
判断の理由			
プレジャーボート対策の必要性は十分認められるものですが、本組合の主要施策である物流施策及び財政状況を鑑み引き続き現状のコストにより成果の維持を図っていく必要があるため。			



3. CHECK(個別施策の実現に向けた今後の展開方向)

現状における課題認識	
<ul style="list-style-type: none"> 港内において放置艇ならびに不法係留のプレジャーボートが存在し、港湾の円滑かつ安全な管理運営に問題が発生することが危惧されます。 新舞子ポートパーク第二期計画については推進が急務ですが、国際競争力確保のための物流施設への投資の増大、経済不況による自主財源の減少などにより事業化の進捗が遅れています。 	
構成事務事業の適正性 (事務事業の構成内容の妥当性)	
<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の構成は概ね妥当と考えます。 	
今後の展開方向 (新規事業の創出、事務事業の見直し等)	
<ul style="list-style-type: none"> 新舞子ポートパーク第二期計画については財政状況を見極めながら、できるだけ早期の整備を進めていきます。 	

2. DO(個別施策を構成する事務事業の今後の方向性)

重点化	事務事業名(コード)	事務事業の概要	主な成果指標 又は活動指標 (単位)	成果・事業費(千円・人件費込)				目標値 (目標年度)	21年度 末までの 状況	今後の方向性		判断の理由	
				H19年度	H20年度	H21年度	H22年度			事務事業 の 方向性	取組の方向性 成果 コスト		
				実績		目標							
○	新舞子ポートパーク第Ⅱ期計画の推進(4062001)	新舞子ポートパーク第Ⅱ期の事業化に向けた調整及び施設整備を行います。	事業進捗率(事業化までを含む)(%) (上段:単年度、下段:累計)	9.0 9.0	3.0 12.0	6.0 18.0	6.0 24.0	100 (H24)	遅れ	継続	→	→	早期の完成を目指しつつ、財政状況を見極めながら、事業を進める必要があるため。
	プレジャーボート係留保管の適正化(4062002)	放置等の状態にあるプレジャーボートについて、係留保管の適正化を図るため、地域の実情を踏まえた規制内容の条例を制定します。	条例制定への進捗率(%) (上段:単年度、下段:累計)	5 5	10 15	15 30	25 55	100 (H24)	やや遅れ	継続	→	→	ポートパークⅡ期の供用に合わせ、放置艇対策を強化するために必要であるため。
	プレジャーボート暫定係留保管区域・施設の確保(4062003)	放置等の状態にあるプレジャーボートを収容する恒久係留保管施設を整備・確保するまで、暫定的に係留保管できる区域・施設を設置し、秩序ある係留保管を目指します。そのため、設置に向けて関係機関や利用者等との調整を行います。	全体計画5箇所中3箇所に係る暫定係留保管区域・施設の設定進捗率(%)	10 10	5 15	10 25	25 50	100 (H24)	やや遅れ	継続	→	→	ポートパークⅡ期の供用に合わせ、放置艇対策を強化するために必要であるため。
	放置等禁止区域の放置船舶等の規制(4062004)	恒久係留保管施設である新舞子ポートパーク(南5区)周辺を港湾法第37条の3の規定に基づく放置等禁止区域に指定し、定期的な巡視を行うとともに行政指導を行い、放置船舶等を移動・撤去します。今後、放置艇対策の状況に応じて、放置等禁止区域を拡大していきます。	放置等禁止区域内の放置船舶の隻数(隻)	16 17,010	0 12,634	0 2,979	0 3,971	0 継続事業	順調	継続	→	→	秩序ある安定的な港湾の利用に不可欠であるため。
施策コスト(事業費合計)				30,510	29,950	25,454	27,448						

注) 事業費は総事業費から本組合負担分を抽出して計上しています。

注) 目標値欄の「継続事業」は完了年度を定めず行う事業です。この場合の目標値及び目標年度は、原則としてH24年度の中間目標として設定しています。